

「一般廃棄物処理基本計画の改定及び
災害廃棄物処理計画の策定について」

答申

令和4年2月

西東京市廃棄物減量等推進審議会

目 次

はじめに	1
一般廃棄物処理基本計画の改定	2
現行計画の評価	2
1. 発生抑制・資源化計画	2
(1) 戸別収集の実施	2
(2) 教育・啓発活動の推進	2
(3) 資源化処理の実施	2
2. 収集・運搬計画	3
(1) 家庭系ごみの収集運搬	3
(2) 事業系ごみの収集運搬	3
3. 中間処理・最終処分計画	3
今後の課題	4
1. 排出抑制・減量化に関する課題	4
2. 資源化に関する課題	4
3. 収集運搬に関する課題	4
4. 処理・処分に関する課題	4
提言	4
1. ごみの排出抑制及び資源化の推進	5
(1) プラスチックごみの資源化	5
(2) 小型家電の処理システムの検討	5
(3) 食品ロスの削減	5
(4) 家庭系ごみ処理有料化の分析	5
2. 教育・啓発活動	5
(1) 環境学習	5
(2) 情報提供の充実	6
3. 生活排水処理	6
災害廃棄物処理計画の策定	7
提言	7
1. ごみ処理施設について	7
2. 仮置場の確保について	7
3. 廃棄物処理について	8
4. し尿の収集運搬体制について	8
5. 災害廃棄物処理実行計画について	8
6. 実効性の確保について	8
おわりに	10
西東京市廃棄物減量等推進審議会審議経過	11
西東京市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	11

はじめに

西東京市廃棄物減量等推進審議会は、令和3年5月18日に「一般廃棄物処理基本計画の改定及び災害廃棄物処理計画の策定について」の諮問を市長から受けて審議を開始しました。

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の排出抑制・減量・資源化ならびに適正処理に関して総合的かつ長期的な対応を示すための廃棄物行政の中心となる計画です。

現行の一般廃棄物処理基本計画は、平成19年度に計画目標年度を令和3年度とする長期計画として策定されました。計画は概ね5年ごとに見直しを行っており、平成24年度、平成29年度に見直しを行っています。

今回は、令和3年度までとなっている現行計画を改定し、令和18年度を目標とする計画を検討しました。

また、今回は、災害廃棄物処理計画を新たに策定することになりました。

この計画は、災害発生時の廃棄物をどのように処理するのかを定めたものであり、今後いつ起きるか分からない緊急事態における対応について示したものとなり、市民生活を安全を守るために重要な計画になります。

本答申は、西東京市が新たな一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画を策定するに当たって留意すべき事項として、それぞれの計画での提言を取りまとめました。

■一般廃棄物処理基本計画の改定

◇現行計画の評価

現行計画の主な実績（実施結果）については、次のとおりです。

本市は、現行計画を基本にし、様々な取り組みを行い、有料化実施後のごみ排出量も大きなリバウンドをすることなく、全国でも上位のごみ減量と資源化を達成しています。しかし、市民や事業者のごみに対する意識をさらに向上するためには、継続した取り組みが必要となってきます。次期計画では、新たな取り組みにも対応しながら、継続的に実行していくべきものにも一層の努力が必要です。

1. 発生抑制・資源化計画

（1）戸別収集の実施

有料化に合わせて、平成 19 年 9 月から開始した可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック容器包装類の戸別収集を継続して実施しています。また、令和元年 10 月から資源物の戸別収集を開始し、高齢者のごみ出し支援や収集カゴの飛散防止、分別の徹底などを図っています。

（2）教育・啓発活動の推進

市のイベントや出前講座をはじめ、市報、E C O 羅針盤、市ホームページ、スマートフォン向け分別アプリ等を活用し、市民への情報提供を行っています。特に保育園や小・中学校への出前講座は、資源を大切にする心を育てるという意味において、効果的な取り組みとなっています。また、エコプラザ西東京での講座、家具等の再生販売、りさいくる市等によりリユースやリサイクルへの啓発を行っているほか、市ホームページで、レジ袋削減やマイバッグ利用の推進を図っています。なお、環境保全課と協力し、食品ロスの削減にも取り組んでおり、他団体主催のフードドライブへの協力や市主催のフードドライブも実施しています。

（3）資源化処理の実施

生ごみ及び生ごみを一次処理したものを、約 300 世帯を対象に回収し資源化し、可燃ごみの発生抑制を推進しています。剪定枝（落ち葉・草）は市・委託業者が回収し、民間事業者に引き渡してバイオマス発電用燃料、堆肥化及びマルチング材の原料等として資源化しています。小型家電は、平成 25 年 10 月から継続して回収しており、回収した小型家電を民間業者に引き渡し資源化しています。プラスチック容器包装類や金属類、廃食用油も事業者へ引き渡し資源化しています。

2. 収集・運搬計画

(1) 家庭系ごみの収集運搬

○分別の徹底・適正な収集回数

令和元年 10 月から資源物の戸別収集を開始し、資源物の分別の徹底を図っています。また、この戸別収集に合わせて適正な収集経費・回数に変更しています。

○市民サービスの充実

本市では市民サービスの一環として、対象基準に該当するごみ出しが困難な高齢の方や障害のある方について、申し込みにより戸別訪問収集を実施する「ふれあい収集」を実施しています。令和元年 10 月以降は、対象世帯の要件を拡充して必要な方に適切なサービスを提供しています。

(2) 事業系ごみの収集運搬

事業系ごみは、事業者自らの処理・処分が義務となっており、市では事業者が適正にごみを処理できるように「事業者向け廃棄物処理の手引き」を作成し、商工会や市ホームページを通じて周知を行っています。

また、一般廃棄物処理業の許可は、必要書類を審査し適正に行っています。

3. 中間処理・最終処分計画

本市は、清瀬市、東久留米市、柳泉園組合と協力して、安全で適切な処理を行っています。

プラスチック容器包装類は、直接委託業者に搬入し再資源化しています。

柳泉園組合で焼却された残さは、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で全量が資源化されています。

不燃物の残さは、柳泉園組合で資源化を図っており、二ツ塚最終処分場への搬入は行っていない。

◇今後の課題

1. 排出抑制・減量化に関する課題

本市のごみ・資源排出原単位は、全国的にみると低い状況にあります。しかし、ごみ・資源排出量は近年横ばい傾向にあり、令和3年度のごみ排出量の目標値に対して3,433t多くなっています。そのため、今後も引き続きごみの排出抑制・減量化に向けて努力する必要があります。

2. 資源化に関する課題

資源化量等に関しては、平成25年度以降、ごみの減量に伴い、行政回収、集団回収ともに減少傾向となっています。ごみ質の分析結果によると、可燃・不燃ごみへの資源物の混入が多くなっています。今後も資源物の資源化を推進していく必要があります。また、今後、国の具体的な方針が定まり次第、プラスチック製品の資源化について、収集・処理方法を検討する必要があります。

3. 収集運搬に関する課題

本市では、運搬ルート最適化のための車載タブレット機器の導入や低公害車の導入等により、ごみの効率的かつ環境にやさしい収集運搬を行っています。今後も引き続き、この収集運搬体制を維持していくとともに、委託事業者が、現状の収集体制を維持できる仕組みを検討する必要があります。

4. 処理・処分に関する課題

本市のごみ処理システムは、処理後の資源回収率や最終処分量等において、全国的にも優れています。今後もこの処理状況を維持していくためには、時代の変遷に対応して、適宜処理システムを見直していく必要があります。

◇提言

本市は、現行の計画に基づいて、目標を達成するために様々な取り組みを行い、事業運営を行ってきています。新たな課題にも対応しながら、ごみの減量と資源化の推進に日々努めています。常に変化する社会情勢に対応しながら、さらなるごみ行政を推進するためには、継続的に市民や事業者と行政が協力して目標に向かっていく必要があります。今後、重要な取り組みとなるプラスチックの資源化や食品ロス削減も、すべての方が、その役割を果たし、よりよい循環型社会を築くために協力していただくことを望みます。

1. ごみの排出抑制及び資源化の推進

(1) プラスチックごみの資源化

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行を予定しています。国内でのプラスチックの資源循環を促進することが重要となってきましたが、国からの詳細な説明がされた後に、本市としてどのような仕組みを構築していくべきか、地球環境負荷の軽減や市民にとっての分かりやすさの視点を踏まえて検討することを要望します。

(2) 小型家電の処理システムの検討

小型家電について、希少金属等の有価物を適正に資源化するため、またリサイクルに伴う財政負担を軽減するため、回収方法や回収対象品目等について見直しを検討することを要望します。

(3) 食品ロスの削減

可燃ごみの中でも重量がある生ごみを削減するためには、誰もが実践できる食品ロスの削減が有効と考えます。食材の適量購入、適切な冷蔵庫内管理、適量調理が大きなごみ減量につながります。市民が日常の生活を振り返って食品ロスを減らせるよう、行政としても周知・啓発に取り組む必要があります。

(4) 家庭系ごみ処理有料化の分析

本市は、家庭ごみの有料化を開始して以降、大きなリバウンドを抑え、ごみ減量を維持してきました。しかし近年、消費税率の上昇や収集経費の増加など、事業運営をめぐる状況は厳しくなっています。

特に本市は、市内にごみ処理施設を保有しておらず、他の自治体の協力により成り立っている現状を考えると、施設組合の構成市との均衡も考慮しなければなりません。

こうした状況を踏まえ、適正な手数料のあり方について、あらためて検討することを望みます。

2. 教育・啓発活動

(1) 環境学習

学校における環境学習や処理施設（柳泉園組合・二ツ塚最終処分場）の工場見学などにより、市民のごみ減量や資源化の意識を高めてもらうよう要望します。また、学校での授業にごみ問題を取り上げてもらうなどの連携も効果があると思います。

（２）情報提供の充実

市で作成しているごみ出しカレンダーや市報、ＥＣＯ羅針盤を活用し、継続してごみ減量の情報を提供することを要望します。また、ごみ分別アプリの利用者が着実に増えていることから、より新しい情報を伝えるとともに、ごみ・資源に関心のない人への啓発への活用を要望します。

３．生活排水処理

本市では、民間事業者に委託してバキューム車によりし尿及び浄化槽汚泥の収集を行っています。工事現場や有事の際における仮設トイレのし尿収集も行うことができるよう、バキューム車の維持について検討する必要があります。

■災害廃棄物処理計画の策定

我が国では、東日本大震災、関東・東北豪雨、熊本地震、九州北部豪雨、西日本豪雨、令和元年東日本台風等、近年自然災害が各地で発生しています。

大規模災害時には、廃棄物が大量に発生し、平常時同様のごみ収集、処理を行うことが困難となることが想定され、また建物等被害からのがれきや避難所からのごみ・し尿処理などに対して、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

本審議会では、地震のうち、本市に係る被害が最も甚大となる多摩直下地震を前提として、被害想定と施策内容等を検討しました。

審議会における検討を踏まえた、西東京市災害廃棄物処理計画の策定により、災害廃棄物を迅速かつ円滑に、衛生的に処理し、市民生活の衛生確保や環境保全、早急な復興に向け、災害時の廃棄物処理体制を構築することを求めるものです。

計画策定後は、計画の目的や内容を周知し、災害時に混乱が生じないように、廃棄物処理方法等について、市職員、市民、事業者等に理解がされるよう努めてください。

なお、今後取組むべき施策を以下のとおり提言します。

◇提言

1. ごみ処理施設について

本市のごみは、柳泉園組合で共同処理しており、西東京市、清瀬市及び東久留米市の災害廃棄物発生量と柳泉園組合の処理施設の処理可能量から、大規模災害発生後、可燃物、及び不燃物を破碎・選別後に発生する可燃残さの全てを処理することができない可能性があります。

仮設中間処理施設、選別処理施設設置の可能性、東京都に対する支援要請の考え方等、平時より柳泉園組合及び組合構成市において検討をすすめてください。

2. 仮置場の確保について

災害発生時には、災害規模に応じて、地域仮置場や一次仮置場、二次仮置場の設置が必要となりますが、都市部共通の課題として、仮置場として必要とされる敷地を確保することは容易ではありません。

原則として公有地の中から検討されるものと考えますが、様々な事情から民有地を候補地とする場合には、仮置場使用に関する協定締結等を行うとともに、賃貸契約や運用方法等に関するルールを予め定めておく必要があります。

可能な限り多くの候補地をリストアップし、各施設の管理者と協議、調整を行い、発災後は速やかに仮置場を選定、必要数を確保できるよう平時からの対策を求めます。

3. 廃棄物処理について

災害発生時は、一時的なごみ量の増加、避難所ごみへの対応等により、収集運搬車両が不足することが見込まれることから、処理の優先順位を定めて効率的な収集運搬、処理を実施する必要があります。

本審議会では、災害廃棄物の処理に関する基本的な事項、処理フロー、タイムラインを検討しました。

災害発生時においても平常時同様の体制により委託事業者により収集運搬を行われるものとなりますが、事業者だけでは収集運搬が困難な場合には、都や関係団体に協力を求め、業務が滞らないよう体制を構築されることが必要です。

行政においては、不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保することや、災害廃棄物処理に関するマニュアルを定め、国や都の動向等を踏まえ随時見直し、被災時における円滑な災害廃棄物処理に備えておくことを求めます。

4. し尿の収集運搬体制について

災害時に、避難所等から発生したし尿等の収集運搬は、平時と同様に委託及び許可業者により行うことが基本となりますが、災害時には収集運搬能力が不足することが想定されることから、都や協定締結自治体、協定締結民間事業者等に協力を求め、し尿等収集運搬体制を確保することが必要です。

平時より、トイレの確保、収集体制の確保についての検討、関係機関や事業者等との協議、調整を求めるものです。

なお、災害時の仮設トイレからの収集運搬においてはバキューム車が不可欠となることから、収集体制の維持を図るため、民間事業者によるバキューム車の保有、維持の方策について検討が必要です。

5. 災害廃棄物処理実行計画について

発災後は、初動対応を着実に実施するとともに、被害の状況等に応じて、廃棄物の発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュールなどを定め、災害廃棄物を円滑に処理し、早期の復旧・復興を図ることを目的とした、災害廃棄物処理実行計画の策定が必要となります。

平時より実行計画において定める事項についての検討、調整等により準備し、発災後すみやかに、実行計画の策定ならびに実行できるよう体制整備を求めます。

6. 実効性の確保について

本市の地域防災計画及び一般廃棄物処理基本計画、国が行う法整備や指針の改定、東

京都地域防災計画、東京都災害廃棄物処理計画の見直し等、災害廃棄物処理に係る新たな課題や経験・知見を踏まえ、実効性を高めるため必要に応じ見直しを行ってください。

また、災害廃棄物対策を迅速かつ円滑に行うために、本計画の策定後には、教育、訓練等により、平時から市職員に周知され、本計画が有効に活用されるよう求めるものがあります。

おわりに

令和３年５月に諮問を受けた「一般廃棄物処理基本計画の改定及び災害廃棄物処理計画の策定について」の審議は、令和４年２月末までの答申が求められ、２つの重要な計画について限られた期間での議論が必要となりました。

また、新型コロナウイルスの感染予防に注意を払いながらの審議となり、書面開催を行うなど、十分な議論を尽くすには工夫が必要となりました。

本市のごみ排出量は、市民の皆様のご協力により抑えられている状況にありますが、今後のプラスチックの一括処理などの取り組みも検討していく必要があります。さらなるごみの減量と資源化を促進するためには、一層の周知・啓発を継続していくことが重要になります。

そして、災害発生時の廃棄物処理については、市民・事業者・行政のそれぞれが現状を正しく把握し、お互いに連携しながら自らの役割を果たしていく必要があります。想定外の災害が様々な場所で起きている中、災害時の廃棄物を市民がどうすれば良いのかを考えながら計画策定に努めました。

廃棄物処理に関しては、海洋汚染や自然災害も含め、環境問題が大きく影響してきています。市民の皆様が環境問題に関心を持ち、今後の西東京市の廃棄物処理にご理解とご協力をいただけることを期待します。

西東京市廃棄物減量等推進審議会審議経過

回	日付	主な議題
第1回	令和3年5月18日	・ 諮問 ・ 一般廃棄物処理基本計画の検証について
第2回	令和3年6月30日	・ 一般廃棄物処理基本計画の基礎資料と今後の施策について ・ 災害廃棄物処理計画について
第3回	令和3年7月19日	・ 一般廃棄物処理基本計画の重点項目等について ・ 災害廃棄物処理計画案について
第4回	令和3年8月20日 (書面開催)	・ 一般廃棄物処理基本計画案について ・ 災害廃棄物処理計画案について
第5回	令和3年10月25日	・ 一般廃棄物処理基本計画案について ・ 災害廃棄物処理計画案について
第6回	令和4年1月17日	・ 一般廃棄物処理基本計画案について ・ 災害廃棄物処理計画案について ・ 答申案について
	令和4年2月14日	・ 答申

西東京市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

役 職	氏 名	区 分
会 長	山谷 修作	学識経験者
副会長	一方井 寿子	市民
委 員	植村 利男	学識経験者
委 員	福田 雄二	学識経験者
委 員	小早川 輝明	学識経験者
委 員	平山 喜弘	事業者
委 員	鈴木 喜美子	事業者
委 員	澤野 良子	事業者
委 員	飯塚 和幸	関係機関
委 員	根本 知子	市民
委 員	河上 暁子	市民
委 員	渡部 千夏	公募市民
委 員	田中 智子	公募市民
委 員	岩崎 澄子	公募市民
委 員	島田 秀秋	公募市民